

規制改革推進会議人材WG御説明資料

「労働者の健康確保の在り方」に関する検討状況について

平成29年 1月31日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課産業保健支援室

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）抜粋

| 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 |
|--------------|---|-----------------------------------|
| 労働者の健康確保の在り方 | <p>小規模事業場に属する労働者の健康を確保する観点から、小規模事業者に対する産業保健総合支援センターの積極的な活用を促進する、産業医の資質の確保・向上という観点から、産業医に対する研修の充実を図る、産業医が本来持つ高度な専門性を十分発揮させるという観点から、医師以外の産業保健スタッフとの連携強化及び事業場から産業医への情報提供の充実を図ることを含め産業医の意見が十分反映されるための環境を引き続き整備する。</p> | 平成28年度措置、平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 |

労働者の健康確保に関する規制改革実施計画進捗状況

小規模事業場に属する労働者の健康を確保する観点から、小規模事業者に対する産業保健総合支援センターの積極的な活用を促進する

都道府県労働局長に対し指示等を行い、産業保健活動総合支援センター事業の周知・利用勧奨を実施。その結果、産業保健総合支援センターの小規模事業場等への訪問支援の実績が約1割増加（ ）。

() 18,010(H27.4～H27.11) 19,614(H28.4～H28.11)

産業医の資質の確保・向上という観点から、産業医に対する研修の充実を図る

・産業保健総合支援センターで実施する産業医向け研修について、平成28年度は高ストレス者等への面接指導マニュアル（平成27年11月策定）に基づく研修を集中的に実施するなど、平成27年度に比べ充実。

・「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書（別添）において、「治療と職業生活の両立支援対策も産業医の重要な職務として明確に位置づけるべき」とされたことを踏まえ、産業医要件の取得のための研修・実習の範囲に、「治療と職業生活の両立支援」を追加予定。

産業医が本来持つ高度な専門性を十分発揮させるという観点から、医師以外の産業保健スタッフとの連携強化及び事業場から産業医への情報提供の充実を図ることを含め産業医の意見が十分反映されるための環境を引き続き整備する

「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書（平成28年12月26日）を踏まえ、以下の事項について省令改正を行う予定。（平成29年3月公布、6月施行予定）

・長時間労働者の健康管理が的確に行われるよう、長時間労働者に関する情報を産業医に提供することの義務付け

・健診の異常所見者について、就業上の措置等に関する意見具申が適切に行われるよう、労働者の業務内容に関する情報を医師等に提供することの義務付け

・事業者から産業医へ一定の情報が提供される場合について、産業医による職場巡視の頻度の見直し

産業医制度の在り方に関する検討会報告について

産業医活動をめぐる状況

過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策などが重要。

産業医が対応すべき業務が増加。

産業医選任義務のない50人未満の事業場における 医師による「健診・面接指導」の充実に課題。



産業医制度等の見直し

長時間労働者の健康管理が的確に行われるよう、長時間労働者に関する情報を産業医に提供することを義務付けることが必要。

健診の異常所見者について、就業上の措置等に関する意見具申が適切に行われるよう、労働者の業務内容に関する情報を医師等に提供することを義務付けることが必要。

健康診断や面接指導に加え、治療と職業生活の両立支援対策も産業医の重要な職務として明確に位置づけるべき。

事業者から産業医へ一定の情報が提供される場合について、産業医による職場巡視の頻度を見直しすることが適当。

事業場の状況（規模、業種、業務内容等）に応じて、産業医、看護職、衛生管理者等の産業保健チームにより対応することが重要であり、具体的に取組方法等を示すことが必要。